

付 帯 決 議

設定 昭和 58 年 12 月 4 日
最終改正 平成 8 年 4 月 7 日

- 1 会費は、定期総会において改訂されるまでは、月額 300 円とし、会計部長は各班の運営委員に委嘱してこれを徴収する。ただし、初年度においては、この限りではない。
- 2 役員は無報酬とする。ただし、役員その他の会員が、会員の承認を得て本会の活動のため出張するときは、交通費を実費弁償する。

細 則

昭和 58 年 12 月 4 日(細則第 1 号)

(弔慰金等の支給)

第 1 条 自治会規約第 33 条にもとづき、会員およびその世帯構成員が死亡したとき、または火災その他の事故により災害を被ったときは、役員会において相当と思われる金額を決定し、支給することができる。

(施行期日)

第 2 条 本細則は昭和 58 年 12 月 4 日より施行する。

令和 5 年 7 月 2 日(細則第 2 号)

(暫定措置)

第 3 条 一削除一

令和 5 年 7 月 2 日(細則第 3 号)

(総会の開催)

第 4 条 一削除一